

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

第3条第2項中「の各号」を削り、同項第15号中「高床式住宅で」を「高床式住宅（以下この号において単に「高床式住宅」という。）で」に、「第2条第36号」を「第2条第35号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

ページ

規 則

○租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則……………（建築指導課） 29

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター） 29
○北海道道州制特別区域計画の変更……………（地域主権局） 30
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課） 30
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課） 31
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 31
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 31
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 31
○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 32
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 32
○道路の供用の開始……………（道路課） 32
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出……………（建築指導課） 33

道教育庁十勝教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 33

規 則

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第108号

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法の規定に基づく優良住宅の認定事務に関する規則の一部を改正する規則（昭和58年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

告 示

北海道告示第786号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 37台

イ パーソナルコンピュータ 54台

ウ パーソナルコンピュータ 33台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成21年3月2日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契 約 条 項 を 示 す 場 所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入 札 執 行 の 日 時 等

(1) 入 札 開 始 日 時 平成21年1月19日（月）午前9時

- (2) 入札書提出締切日時 平成21年1月20日（火）午後3時
ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年1月19日（月）まで必着とする。
- (3) 開 札 場 所 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (4) 開 札 予 定 日 時 平成21年1月21日（水）午後3時
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成20年1月15日付け北海道告示第17号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 入札参加申請書の提出
- (1) 提 出 の 時 期 電子による場合は、平成20年12月19日から平成21年1月13日までのうち、開庁日及び土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後11時まで。ただし、平成20年12月19日は午前9時から、平成21年1月13日は午後5時まで。
紙による持参の場合は、平成20年12月19日から平成21年1月13日までのうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、平成20年12月29日から12月31日まで及び

平成21年1月2日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。
ただし、同年1月13日は午後3時まで。

紙による送付の場合は郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年1月9日必着とする。

- (2) 提 出 場 所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 37
- b. Personal Computer 54
- c. Personal Computer 33

B. Bid tendering date and time : 3:00 P. M., January 20, 2009

(Mailed bids must arrive no later than January 19, 2009.)

C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第787号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第7条第1項の規定に基づき作成した北海道道州制特別区域計画を次のとおり変更した。

「次のとおり」は、省略し、北海道企画振興部地域主権局及び各支庁に備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（企画振興部地域主権局のページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/>））において閲覧に供する。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年12月9日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第789号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、ながぬま農業協同組合の行う土地改良（幌内南地区基盤整備促進事業〔基盤整備〕（暗きょ排水））事業の工事を平成20年11月20日に完了した旨の届出があった。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第790号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡洞爺湖町大原152の1・152の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町字光地園40の10、42
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字光地園42
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩郡当別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、当別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
（2）保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
当別町（次の図に示す部分に限る。）
（イ）その他の森林については、主伐は、択伐による。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・平取町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
（2）保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法
（ア）次の森林については、主伐は、択伐による。
平取町（次の図に示す部分に限る。）、日高町
（イ）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
（ウ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（エ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに札幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を平取町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第767号のとおりである。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者
沙流郡平取町字貫気別193の11所在の森林について所有権を有する 黒川 繁、黒川 和子

北海道告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域				
路線名（縦覧場所） 区 間		変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
函 館 上 磯 線 北海道函館土木現業所	函館市湯川町3丁目7番5地先（一般国道278号交点）から 函館市湯川町3丁目26番12地先（道道函館南茅部線交点）まで	前	24.55mから 33.71mまで	694.60m	一般国道278号重複 14.17m 道道函館南茅部線重複 20.90m
		後	24.55mから 33.71mまで	694.90m	一般国道278号重複 14.17m 道道函館南茅部線重複 20.90m
前		10.51mから 21.00mまで	942.86m	一般国道228号重複 10.82m	
後		10.51mから 21.00mまで	942.86m	一般国道228号重複 10.82m	

北海道告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道旭川芦別線	芦別市新城町1086番1地先から	平成20.12.22
北海道札幌土木現業所	芦別市新城町1111番1地先まで	午後1時
道道上武佐計根別停車場線	標津郡中標津町字西竹860番1地先から	平成20.12.19
北海道釧路土木現業所	標津郡中標津町字西竹924番1地先まで	

北海道告示第796号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、稚内駅前地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成20年12月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 氏 名 相 澤 誠 吾
- 2 住 所 稚内市中央3丁目1番2号

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年12月19日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 51台
 - (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 91台
- 2 落札を決定した日
平成20年11月28日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏 名 NECリース株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番地11号
 - (2)ア 氏 名 日通商事株式会社
イ 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
 - (1) 158,550円

(2) 258,300円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年10月17日付け北海道教育庁十勝教育局告示第17号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

